

社会福祉法人大阪肢体不自由児者父母の会連合会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪肢体不自由児者父母の会連合会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り役員報酬は支給する。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の報酬 3,000円

(2) 監事が監査を実施した場合の報酬 3,000円

報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する

2 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては支給しない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年 6月26日より施行する。

この規程は、平成30年 6月26日より施行する。

この規程は、平成30年12月18日より施行する。